

平成 26 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 いすゞ自動車株式会社  
代表者名 取締役社長 細井 行  
(コード番号 7202 東証第 1 部)  
問合せ先 総務人事部総務グループ  
シニアスタッフ 堀井 達正  
(TEL. 03-5471-1141)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 30 日開催の取締役会において、当社定款を下記に記載の通り変更することを決定し、これを平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 112 回定時株主総会に議案として付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成26年5月12日開催の取締役会におきまして、当社株式の売買の利便性の改善と流動性の向上を図ることを目的として、平成26年10月1日を効力発生日とする株式の併合（2株を1株に併合）を決定し、これを「株式併合の件」として平成26年6月27日開催予定の第112回定時株主総会に付議することといたしましたが、この「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件といたしまして、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を、33億6,900万株から17億株に変更するものであります。
- (2) 同じく前述の「株式併合の件」の、当社第112回定時株主総会での承認可決とその効力発生を条件といたしまして、現行定款第8条（1単元の株式の数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 役付取締役に関して、当社の現状の体制に合わせるため、現行定款第13条（議長）、第22条（役付取締役）および第23条（役付取締役の分掌）に規定される専務取締役および常務取締役の表現を削除するものであります。
- (4) 取締役会および監査役会の柔軟かつ円滑な運営のため、現行定款第24条（取締役会の招集通知）および第36条（監査役会の招集通知）に規定される招集通知の発生の時期を見直すものであります。
- (5) 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（1単元の株式の数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分です。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数）          本会社の発行可能株式総数は、<u>33億6,900万株</u>とする。</p> <p>第8条（1単元の株式の数）          本会社の1単元の株式の数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第13条（議長）          株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、<u>取締役副社長・専務取締役・常務取締役</u>または他の取締役が順次これに代る。</p> <p>第22条（役付取締役）          取締役会の決議により、取締役中より取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長・<u>専務取締役・常務取締役</u>各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中よりこれを選定する。</p> <p>第23条（役付取締役の分掌）          取締役社長は、本会社を統理し、社務を執行する。取締役副社長・<u>専務取締役・常務取締役</u>は、取締役社長を補佐し、取締役社長を欠きまたは事故あるときは、<u>取締役副社長・専務取締役・常務取締役</u>または他の取締役が順次その職務を代行する。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）          取締役会招集の通知は、会日より4日前に発することを要する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>第36条（監査役会の招集通知）          監査役会招集の通知は、会日より4日前に発することを要する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数）          本会社の発行可能株式総数は、<u>17億株</u>とする。</p> <p>第8条（1単元の株式の数）          本会社の1単元の株式の数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第13条（議長）          株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、<u>取締役副社長</u>または他の取締役が順次これに代る。</p> <p>第22条（役付取締役）          取締役会の決議により、取締役中より取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、<u>取締役副社長</u>若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中よりこれを選定する。</p> <p>第23条（役付取締役の分掌）          取締役社長は、本会社を統理し、社務を執行する。取締役副社長は、<u>取締役社長</u>を補佐し、取締役社長を欠きまたは事故あるときは、<u>取締役副社長</u>または他の取締役が順次その職務を代行する。</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）          取締役会招集の通知は、会日より4日前<u>まで</u>に発することを要する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>第36条（監査役会の招集通知）          監査役会招集の通知は、会日より4日前<u>まで</u>に発することを要する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>附 則  <u>（効力発生日）</u>  <u>本定款の第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成26年6月27日開催の第112回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後これを削除する。</u></p>

### 3. 日程・その他

定款変更のための株主総会開催日は平成26年6月27日であります。また、定款変更の効力発生日は、第6条と第8条は平成26年10月1日、その他の条文は平成26年6月27日を予定しております。この第6条と第8条の変更につきましては、既に平成26年5月12日の取締役会で決議し、同日「定款の一部変更に関するお知らせ」として開示したとおりであります。本日他の条文の変更と合わせ改めて決議したものであります。

以上